

| 平成 1 4 年 厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 |     |                     |
|--------------------------------------|-----|---------------------|
| 招 集 期 日                              |     | 平成14年3月6日           |
| 招 集 場 所                              |     | 厚 岸 町 議 場           |
| 開 閉 日 時                              | 開 会 | 平成14年3月15日 午前10時00分 |
|                                      | 散 会 | 平成14年3月15日 午前10時59分 |

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

| 議 席<br>番 号                       | 氏 名       | 出席○<br>欠席× | 議 席<br>番 号 | 氏 名       | 出席○<br>欠席× |
|----------------------------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| 1                                | 稲 井 正 義   | ○          | 11         | 谷 口 弘     | ○          |
| 2                                | 塚 田 丈 太 郎 | ○          | 12         | 高 畠 一 美   | ○          |
| 3                                | 田 宮 勤 司   | ○          | 13         | 鹿 野 昇     | ○          |
| 4                                | 佐 藤 淳 一   | ○          | 14         | 安 達 由 圃   | ○          |
| 5                                | 岩 谷 仁 悦 郎 | ○          | 15         | 菊 池 賛     | ○          |
| 6                                | 真 里 谷 誠 治 | ○          | 16         | 音 喜 多 政 東 | ○          |
| 7                                | 池 田 實     | ○          | 17         | 秋 山 之 男   | ×          |
| 8                                | 小 澤 準     | ○          | 18         | 中 屋 敦     | ○          |
| 9                                | 木 村 正 弘   | ○          | 19         | 佐 齋 周 二   | ○          |
| 10                               | 室 崎 正 之   | ○          | 20         | 松 岡 安 次   | ○          |
| 以 上 の 結 果 出 席 議 員 15名 欠 席 議 員 5名 |           |            |            |           |            |

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 議 事 係 長 |  |
| 大 平 裕 一 | 板 屋 英 志 |  |

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

| 職 名     | 氏 名       | 職 名     | 氏 名     |
|---------|-----------|---------|---------|
| 町 長     | 若 狹 靖     | 教 育 長   | 富 澤 泰   |
| 助 役     | 鈴 木 英 世   | 教委管理課長  | 田 辺 正 保 |
| 収 入 役   | 君 澤 英 二   | 教 委 生 涯 | 大 野 榮 司 |
| 総 務 課 長 | 大 沼 隆     | 学 習 課 長 |         |
| 企画財政課長  | 黒 田 庄 司   | 監査事務局長  | 阿 野 幸 男 |
| 税 務 課 長 | 柿 崎 修 一   | 農委事務局長  | 松 浦 正 之 |
| 町 民 課 長 | 古 川 福 一   | 教 委 体 育 | 澤 向 邦 夫 |
| 保健福祉課長  | 斉 藤 健 一   | 振 興 課 長 |         |
| 環境政策課長  | 西 野 清     | 水 道 課 長 | 山 崎 国 雄 |
| 農 政 課 長 | 福 田 美 樹 夫 | 病院事務長   | 大 野 繁 嗣 |
| 水 産 課 長 | 小 倉 利 一   | 特別養護老人  | 藤 田 稔   |
| 商工観光課長  | 久 保 一 將   | ホーム施設長  |         |
| 管 理 課 長 | 松 澤 武 夫   | デイサービス  | 玉 田 勝 幸 |
| 建 設 課 長 | 北 村 誠     | センター施設長 |         |

1 会議録署名議員

|      |         |  |  |
|------|---------|--|--|
| 18 番 | 中 屋 敦   |  |  |
| 19 番 | 佐 齋 周 二 |  |  |



|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長     | <p>ただいまより平成14年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻10時00分</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長     | <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長     | <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番中屋議員、19番佐齋議員を指名いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長     | <p>日程第2、議案第38号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>本件については、13日に撤回された条例案について改めて提出されたものです。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 商工観光課 長 | <p>過日、上程をさせていただいた議案第38号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の制定につきまして、内容の不備についてご指摘をいただきまして、撤回させていただきましたが、貴重な時間を使わせていただくことになり、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。再度ご提案をさせていただきます。精査の上、ご提案をさせていただく内容は改めて厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例を制定いたしまして、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付条例及び厚岸町小規模商工業者設備基金の設置、管理に関する条例を廃止するものでございます。参考資料といたしまして、改めて条例施行規則案を再度配付させていただきました。ご参照いただきながら審査の方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案書1ページですが、議案第38号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例でございますが、議案の精査後の内容につきましては、貸付条例から利子補給条例に題名を変更いたしまして、条文、規定及び字句の変更こそございますが、基本的に現行厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付条例の精神を受け継いで、利用する小規模商工業者の皆さんには申請から融資実行まで大きな変更がないよう、融資機関と十分協議を済ませていただいているものでございまして、この辺を申し</p> |

添えさせていただきたいと思います。

第1条の目的でございます。この条例は小規模商工業者における設備の近代化を促進するため、これに必要な機械等の取得または改良に要する資金の貸し付けに対し町が利子補給を行うことにより、商工業者の振興を図ることを目的とする。

第2条の定義でございますが、第1号、小規模商工業者の定義は現行条例と変更がございません。第2号、機械等ですが、事業用資産としてこれまでの規定より、より詳しく定義をしまして、車庫、物置その他これらに要する事業用資産を加えまして、幅広い利用を可能とする内容にしております。第3号、融資機関ですが、株式会社北洋銀行と大地みらい信用金庫と規定いたしまして、前回の町内所在支店の字句を外させていただいております。第4号貸付資金ですが、貸付資金は融資機関が町との契約によって、小規模商工業者に貸し付ける資金のことを言っております。

次に、第3条、利子補給の対象となる貸付資金の要件であります。1号、機械等を取得または改良するための資金であること。第2号、北海道信用保証協会の定める保障対象業種を営む小規模商工業者に貸し付ける資金であること。第3号、町長の推薦により貸し付ける資金であることと規定しまして、貸付資金の性格、要件を明示をいたしました。

第4条、推薦の申請ですが、前条第3号の推薦を受けようとする小規模商工業者は町長に推薦申請をすることと規定しております。これは現行の貸付申請と考えていただくとわかりやすいと思います。

第5条は前条の規定による推薦申請に係る決定通知の規定でございます。

第6条、利子補給の対象となる貸付限度額の規定ですが、単年度の貸付総額を2,500万円と定めまして、1小規模商工業者については500万円とする内容でございます。

第7条、利子補給の対象となる貸付条件ですが、貸付利率は町と融資機関との協議により決定する利率でございまして、低利で有利な利率で運用していきたいと考えております。第2号、償還期間及び第3号、保証人等は現行制度と変更ございません。第4号、償還方法は月賦償還、元金均等払いとしまして、従来ありました半年賦償還を外しております。

第8条、利子補給受注要件ですが、町税等を完納していることの規定でございまして、1号、町税から6号、水道料及び下水道使用料まで現行条例と変更はござい

ません。

第9条、利子補給の金額ですが、延滞利子を除き、小規模商工業者が融資機関に支払う利子全額を補給する内容でございます。

第10条は利子補給の期間ですが、第7条、第2号の貸付条件の償還期間内という規定をしております。

第11条、利子補給の申請ですが、利子補給を受けようとする小規模商工業者は償還期ごとの利子に関する内訳書を添えて申請することとなります。

第12条、利子補給金の交付の規定でございます。

第13条は利子補給金の打ち切り等の規定でありまして、いわゆる町税等の完納要件を欠いた場合は利子補給期間の途中でも打ち切り等がある旨を規定しているものでございます。

第14条、審査委員会の設置ですが、審査委員会は設備近代化資金の貸し付けを推薦する貸付推薦審査委員会と名称を変えております。従来の貸し付け決定のための町長への意見答申から変更しておりますが、設備近代化資金貸付制度としての資金がこれまで町が全額拠出をしておりましたが、これが融資機関のプロパー資金になることから、表面的な貸し付け決定の権限を融資機関にゆだねることとしたものでございまして、実質的には町長が審査委員会の答申を受けて、貸付推薦決定をすることで、これまでどおりの効力を発揮できるよう、融資機関ともすり合わせをしている内容でございます。

第15条は審査委員会の任務ですが、推薦の可否について町長に意見答申する内容でございます。

第16条は利子補給の適正を図ることを目的に、町長の検査権等を規定をしております。

第17条、推薦の取り消し等としまして、貸付推薦申請または利子補給申請に不正があった場合に推薦の取り消し、利子補給の打ち切りや返還命令があることを規定しているものでございます。

第18条は委任規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則でございますが、第1項は施行期日でございます。平成14年4月1日から施行しようとするものです。第2項は基金の設置、管理に関する条例を廃止する規定

でございます。第3項は資金貸付条例を廃止する規定でございます。第4項は貸付条例の廃止に伴う経過措置を規定しております。

読み上げますが、この条例の施行の際、現に厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付条例（平成2年厚岸町条例第12号）により、資金の貸し付けを受けている者については、なお従前の例によるという規定でございます。

前段で申し上げましたとおり、利子補給制度に変更になりますものの設備近代化資金としての貸付制度の確保及び低利融資として運用していくこと、あるいはこれまでの町、商工会、融資機関との連携によります相談、指導体制の維持など、従来の貸付制度と変わらないシステムづくりになっておりますことから、利用者の皆さんには違和感のない利用をしていただけるものと思っております。

また、過日の審議の中でご意見をいただいておりますが、今回の案でいきますと推薦申請書類に決算書等の多くの書類をつけなきゃいけないという、利用する側から見ますと非常にいずい制度ではないかというお話もございました。この書類が最終的に申請者ご本人に戻すシステムに從來もしております、これからもそういうシステムを堅持をしたい。戻った書類等を融資機関の借入手続に使っていただくということで、ではなぜそういった書類を申請に添付をするのかという部分につきましては、審査委員会そのものが提案している中身で言いますと5名以内の委員さんの中に商工会の役員さんが入っていらっしゃいます。商工会の立場で言いますと、保証協会を使うための融資あっせん書というものを商工会が発行することになっております。そういう意味では、重要な審査ではございませんが、申請者の方が返済能力があるのかということも形式的な審査として実は從來もやっておりますし、そういう目的で添付をさせていただいている。その書類は最終的に今回の提案の内容でいきますと、貸付推薦決定がなされた段階でご本人に原本をお戻しをするという形をとっていきたいというふうに思っておりますので、事情をご理解の上、これからのご審議の中でよろしくお願いをしたいなというふうに思っております。

以上、大変雑駁な説明をさせていただきましたが、ご審議をいただき、ご承認くださいますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。

4番、佐藤議員。

4番 ここで利子補給で言う利子という中に保証協会の保証料は入りますか。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長     | 商工観光課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 商工観光課 長 | 従来の貸付制度そのものも保証料につきましては、利用者の負担ということでや<br>ってまいりました。新しい制度の中でも、保証料につきましては、負担をするとい<br>う制度にはしておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長     | 4 番、佐藤議員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4 番     | <p>この小規模商工業者設備近代化資金は前任者でありました澤田前町長の公約でた<br/>しかつくられた制度ではないのかなというふうに思います。その当時いろいろお<br/>話ししていた経緯があるんですが、実は従来の制度は借り受け者は無利子というこ<br/>とで、当然利息の支払いはないわけでありましたが、今お聞きした信用保証協会に付<br/>された案件については1%の信用保証協会の保証料がかかるということで、それは<br/>借り受け者の負担だということはいいいですね。</p> <p>でありますと、いわゆる通常の利息は無利子ということなんですけれども、借り<br/>受け者から見れば保証協会の保証料も完済されて戻ってくるという性格なものでは<br/>ないんですよ。したがって、その1%の負担も言ってみれば利息の一種だと、です<br/>から1%でお借りをしているんだと、借り受け者の立場からすればそういう感覚に<br/>なるわけであります。</p> <p>したがいまして、今度は利子補給ということでございますから、今でいくと 1.9<br/>%ですか、お話ししていた。それを町の方で利子補給をするということですから、<br/>借り受け者は従来と変わらないということではありますが、そうであれば町の方で<br/>1.9 %今度余分に持ち出しをするというような感覚にもなりますけれども、実は取<br/>扱金融機関に2%の事務手数料というのを従来からも支払いしているのではないか<br/>と思うんですね。ですから、今回この利子補給は従来からと比べて町の持ち出しが<br/>ふえるというものではないと思うんですよ。</p> <p>したがいまして、ここで言うとりわけ町内でも小規模な商工業者の設備の改善を<br/>促進するための制度だという、その理念でこの制度が存続するということであれば、<br/>2,500 万円の総額の仮に1%を保証協会の保証料を負担してもたかだか25万円程度<br/>の予算化で済むのではないか、あるいはまたその 2,500万円の借り受け者の中で保<br/>証協会の保証が要らないよという事業者も必ず何件か出てまいります、組織の中で。<br/>そうすると、それらが 2,500万円から減算をされれば20万円程度になるのか、18万<br/>円程度になるのかわかりませんが、いずれにしても25万円を超えない範囲で</p> |

本当の意味での無利子という制度ができるのではないかなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

議長

商工観光課長。

商工観光課長

お話のありました保証協会の保証料のいわゆる町負担といいますか、何年か前からいろいろな利用者の方も含めて実は声がないわけではございません。直接伺っている分も含めて、これがなければたいしたいんだよなということのお話を伺っております。

担当者としては、全額設備近代化資金としてご利用いただいた場合でも、従来でいきますと総額 6,000万円のお金が循環しながら戻ってきた分が次の方に利用していただくという形で動いておりましたから、そういう意味では2%の事務手数料を融資機関の方にお払いをしましても年間 120万円程度の持ち出しという形ですと推移をしておりました。そういう意味では、何とか財政事情が許せばそういった展開も考えていきたいなという気持ちではおりました。

12年の一昨年ですが、6月に貸し付け限度額を 300万円から 500万円に実は改正をさせていただきました。その時点で満度に 500万円の利用があれば、従来は単年度 2,000万円から 2,500万円の貸し付け枠が常時あったという状況の中で、500万円の利用の方がふえればその額が減らざるを得ないのかなという心配も実はしております、3年で戻る分が5年で返ってくる、そういった原資の運転という意味では減ってくるのかなと心配をしておりましたが、幸か不幸か11年、12年の利用が一千七、八百万程度でおさまったものですから、13年度につきましては資金潤沢な中で約 3,000万円の利用をいただきまして、そういう意味で将来的に 500万円に限度額を上げたことが使いやすいということも含めて、あるいは需要がそこにあったんだということも含めて伸びてくるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、今回利子補給制度に移行する段階で、これまでは 6,000万円という固定されたお金を動かさなきゃいけなかった。利子補給制度にすることによって、何とかこの大枠を少し財政の方にもお話しをしまして、ふやせないだろうかということで実は 2,500万円という枠を設定をしたのであります。2,500万円が毎年度有効に利用されますと、最大値で5年後には 7,500万円のお金が利用していただける。今のペースでいきますと、2%の例えば利子補給としますと 150万円という利子補給額になりますが、現行からいきますと 3,000万円程度の負担がふえると、

|     |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         | <p>こんな状況でありまして、金額的に大したことないじゃないかというご議論も実際にありますが、保証協会の保証料の負担という問題については、他町村を横にらみしてどうだという話ではないんですが、もう少し管内的、あるいは他の制度の勉強もさせていただきながら研究をさせていただきたいというふうに思っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長 | 4 番     | <p>4 番、佐藤議員。</p> <p>しかも 6,000 万円、従来貸し付けされた金額に見合う基金を金融機関に預託という形で預け入れしていたわけですね。それが今回なくなるということですから、その預け入れした我々で言ういわゆる定期預金ですね。それは金融機関から利息をいただかないという無利子で預け入れをしていたわけですね。だから、そういうこともいろいろ考え合わせれば、保証協会の保証料の 1 % を利子補給の中の対象にするということは、そう難しいことではないのではないかなと。</p> <p>また、今、課長が言ったように、ほかの町村にとって別にいいことであればほかの町村と比較しなくたって、先進的に取り組んでやるということでもいいんでないですか。別にほかの町村がやったからうちもやるとか、やらないからやらないとか、そういうことではないんじゃないかと思うんですね。したがって、財政の問題というよりはこういう制度をつくった理念というか、その制度をこれからも続けていくという姿勢の問題ではないのかなと。財政が厳しいという問題を言うほどの金額ではないんでないかなというふうに思いますけれども、その辺どうですか、もう一度足りない部分を説明していただけますか。</p> |
| 議 長 | 商工観光課 長 | <p>商工観光課長。</p> <p>確かに、今の金利市場ベースで言いますと、1.9%ですとか2%ですとか、近い将来金利が動いていっても、まだ 2.2 とか 2.4 とかというレベルだろうという想定はついておりますが、向こう何年間という市場の想定そのものはつかないわけでありまして、そういう意味では担当者としては質問者がおっしゃられるように、有効な資金の利活用という部分と、それからある意味では余り手厚い保護のない小規模商工業者の皆さんにそういった制度を前向きにつくっていければという思いも十分あります。</p> <p>ただ、金融市場そのものが将来的にまた金利が上がっていく、今は町の融資制度ですから 1.9 とか 2 とかというレベルですが、プロパー資金の相場そのものは 3. 何 %、5 % 後半のレベルが一番安い程度でという状況もございます。そういう意味で</p>                                                                                                                                                 |

は、管内的にも今厚岸で引用しておりますというか、協議をして設定をしております5年以内 1.9%という制度融資そのものも厚岸が特段今のところ低利でというなべの底みみたいな環境になっておりまして、そういう意味ではいつ金融機関の方からどうでしょうというお話がこれからあるやもしれないという、一方ではそんな思いもありながら、そういう意味では金利動向をもう少し見定めた中で、理事者ともご相談申し上げて研究をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 3回終わったよ。

特に許します。

4 番 4番、佐藤議員。

大変失礼しました。

特にお許しをいただきましたので、最後に町長にひとつお聞きしたいんですが、今のやりとりの中でおおむね理解をいただいたのではないかと思います。

それで、これも前町長の公約でできた制度でありますけれども、それを今こういう形で利子補給という形で変わるわけでありますけれども、それを従来と同じ方法で単に無利子が利子補給だったんだということではなくて、この機会にその制度を充実させてもらおうと、しかも新年度予算なんかでも見ますと、漁業近代化資金の利子補給だって、ほかのことを言ってもしょうがないですけども、600万円以上の利子補給もされていると、商工業者ってないんですよ、実はこれぐらいしか町で持っているものは。そういうことからしても、保証協会の保証料の補給ぐらいはしていただいても、そうほかの産業とのバランスが崩れるだとか、そういうことにはならないんじゃないかなと、ぜひひとつ前向きに検討いただくようなお答えをぜひ賜りたいなというふうに思います。お願いします。

議 長 町長。

町 長 お答えいたします。

検討させていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

12 番 12番、高島議員。

この趣旨ということは、今さら僕が言うのもおかしいですけども、町長がかわられたわけですから、政治姿勢が変わって差し支えないと思うんですけども、前町長のこの制度の設置された当時の趣旨、これは開業間もない銀行取り引き等の非

常にまた実績の薄い業者を救済するためにというようなお話もあったんですけども、今この条例の中を見ますと、町内に独立した事業所または店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んで、常時使用する従業員が商業、サービス業にあつては5人以下、製造業その他によつては20人以下の事業者といたらこれを上回る業者というのは限られているんですよ、町内で。そういうことになりませんか。商業の場合だったら、従業員ですから、経営者は当然外れますね。そうすると、これの事業者で店主ほか従業員を5人も使っているところといたら限られてきますよね。そういう中で、片方では5,000万円の積み立てをして1億5,000万円の枠で融資の対象になっている制度が、これは金利も、それからもちろん保証協会の保証つきですけれども、これも全部払っているわけですね。一方では、利子は無償にすると、それからただいま保証協会の保証料、これは検討するという町長のお答えですけども、そうしたら同じ商業者向きの制度として非常に格差の大きい制度が2つできるということになるわけですね。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長  
商工観光  
課 長  
1 2 番

商工観光課長。

中小企業融資の方のいわゆる保証料の補助の分のお話でしょうか。

座ったままでいいですか。

いやいや片方が金利、保証料も払っている、片方は金利もただ、保証料もただということになると、この従業員を5人まで使って、しかも店主も入れた6人か7人の規模の店といたら何件ありますか、大型店しかないでしょう。大型店というか、厚岸で言う店でも大きい方に該当するでしょう。そうすると、同じ商業者に向けて2つの制度を物すごく商業者に対しての配慮の差が出る制度が2つできるということです。それをどう思いますかとお聞きしている。わかった、僕の言うこと。

商工観光  
課 長

現在提案をさせていただいております利子補給条例の方は先ほど佐藤議員の方からお話がありましたように、今現在1.9%の利子で借入れができるという条件になっておりますが、この1.9%を町の方が利子補給をさせていただくという内容なんです。

それで、質問者がおっしゃられてます中小企業融資の方はこれも今現在5年以内の利用利率は1.9%でございます。こちらの方は信用保証協会を利用した場合の保証料1%分を補助をしております、これは設備近代化資金ができる前からそういうシステムで制度をつくっております、内容的に片方は運転資金を中心に1年一

括払いみたいな利用がかなり多いという意味では、中小企業融資制度と今回提案をさせていただいております設備のための資金としてはそんなにそごがないんじゃないか、大きな格差があるというふうには私どもは受けとめておりません。

おっしゃられていますように、厚岸で小規模商工業者と言いながら、商業、サービス業で5人以下、製造業その他で20人以下のこれからあふれる事業所がどれだけあるんだというお話はごもつともであります。多くの事業所がこの制度を利用していただけるという規模だというふうに私どもも認識をしております。一般的には、中小企業と言っちゃいますと、資本金が1億円ですとか従業員が何百人、何千人というレベルから一緒くたに言われますが、そういう意味で小規模事業者というところに限定をさせていただいて、厚岸の中では多くの事業者の方にこの資金を利用いただければという趣旨で平成2年に制度がつくられたというふうに認識をしております。

委員長 12番、高島議員。

12番 前は厚岸町が資金を貸していたんですね、厚岸町のお金を。今度は銀行のお金を貸すんですよ。くれるお金じゃないですから、査定は厳しくなるというふうに僕は考えてますよ。そうすると、実際に借りたい、例えば創業間もなく銀行が余り取り引きもなかった、経営もまだ安定していないような人は借りづらいと思うんです。経営基盤もしっかりして、返済能力もきちんとした人しか対象にならないと。当初のこの制度の発足した趣旨とちょっと変わったスタイルになるんじゃないかな。

これは名前は言わないけれども、現に厚岸町で相当の事業者がこの資金を使っている人がいるでしょう。まだよそから幾らでも借りられる能力のある人なんだけれども、たまたま無利子だからということで使っているでしょう。この制度の中で十分に生かされてると言える。僕は名前言わなくてもあなたはわかるでしょう、あんただったら、そう思いませんか。

だから、当初の今こういう不況の時代に起業家精神のあるものの企業を立ち上げる人を支援しようという動きが全国的に広がっているわな。そういうことだから、脱サラリーマンで新たに商売しようとするような人に支援するというのであれば、今のこの制度というのは非常にそういった状況を反映された制度だというふうに僕も思いますが、これは大いに僕も歓迎するんだけど、ここでうたっている従業員5人というふうになったら、経営者入れたら6人も7人もなる、そんな店何軒あ

る。僕はそう思うよ。それから、加工業だって20人使っているといったら、まあまあ大きいところは100人も使ってますけれども、20人という規模の水産加工場もあるわけでしょう、小さい業者で。その整合性がなくなるのではないかと僕は言っている。そういうことです。

議 長

町長。

町 長

今回提案いたしました条例につきましては、以前の商工業の振興という趣旨を生かしながら利子の補給という建前に相なっておるわけであります。そういう中で、ただいま第2条のご指摘がございました。この条例文については前回と同じであります。さらにはまたご承知のとおり、平成14年4月1日からペイオフが始まるわけであります。それに対応してこの基金をどうするのか、金融当局と町といろいろと協議をさせていただいたわけであります。そういう中で、プロパー資金を活用しようということに相なったわけでございまして、今提案いたしております条例案といいますのは、今までの条例とその小規模を振興とする趣旨に合った条例案であるということで、大体条例案の今言いました小規模商工業者という定義も同文ということに相なっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

12番、高島議員。

12 番

町長がかわったんだから、政策が変わったって一向に差し支えないわけだから、構わないんだけど、最初の趣旨よりはちょっと離れているんじゃないかというふうに感じたから僕は申し上げたんですよ。

それから、町のお金を出して、手数料という名のもとに2%を払うなんて今どきこの低金利時代に相手も銀行の資金を使ったら2%以上使っている人がいるわけだから、これは当然金融機関の資金でもって1.9%払うというのは普通の取り引きですよ。だから、町がこの財政難に6,000万円も余分な金をそこにつぎ込んでおくことよりも、むしろ銀行の資金で融資を受けて、その利子の補給を払った方がいいということは僕は助役にもちょっとこれは全く個人的な立場でお話ししたんですけども、それはお話ししたんですよ。

だから、町の施策としてこれを進めるということであれば、僕は反対するために言っているんじゃないですよ。ただ、前の制度と今の制度でちょっと整合性が欠けるのではないかなと。ということは、前はそういう全く金融機関に行っても余り相手にされないような人という話だったんだけど、これは純然たる商工業者に

に対する優遇制度だから、さっきも言ったように今度は銀行さんのお金を銀行さんが貸すわけだから、経営の不安定なところには貸しませんよ、何ぼ保証協会の保証つきとはいえ。そうすると、前の中小企業の運転資金の制度の対象者と同じ人が対象になると、そうすると実際に借りたい人は借りられないと。そして、借りなくてもいいような人でも利子がただだからこの制度を利用しようというふうにご利用されるという懸念を僕は持ってお話しをしている。

以上です。

議 長 助役。

助 役 ただいまのご質問でございますけれども、この条例の趣旨につきましては、先ほど来から町長、課長から話しておりますように、まず小規模商工業者を対象にするということで、質問者の言われるとおりでございますけれども、その部分につきましては、常時使用する従業員が5人以下、それから製造業その他にあつては20人以下の事業者ということでございますから、非常に厳しいそういう商工業者を対象にしているということで、この部分については前回も今回も全く変わってないわけがあります。

そういうことを踏まえた上で、ただ変わっているかという点につきましては、例えば先ほど質問者も言われましたように、銀行のお金を原資を使って貸すということであります。そこで問題なのは、個人の銀行のお金を貸し渋りというか、そういったことで非常に厳しくなるのではないかという問題があるかと思います。そこで、あくまでも前の条例と同じく、行政がきちっとそこにかかわっていかなくちゃいけないということで、行政の意思を反映していかなければいけないということでこの新しい条例の中で推薦という町長が推薦した者ということで、この部分は金融機関の方ともすり合わせをしながら、今回この条例を提案させていただいているということでございますので、趣旨は前回の条例と変わってないということをご理解していただきたいと思います。

議 長 他にありませんか。

10番、室崎議員。

10番 前回の条例が提示されて、そこで説明を受けてからはや十数年がたちましたので、ちょっとおぼろになっているところがあります。

それで、今回フロー図が出てないので、前回と同じなんだという言い方で担当者

はよくわかってるから済んでるんですけども、どうもいま一つおぼろなところがあるわけですね。

私は最初に出たときにちょっといろいろお聞きしたんですが、その後個人的に担当者にお話を聞いていまして、最初に基金を取り崩して新しい条例になるといったときに、私どもも誤解してたなという部分があるんです。それはこの前の撤回された条例の案、それが出たときに、まず直接銀行に行って借りることを決めてから、これだけ借りることになりましたので利子補給をしてくださいと、そうするとこの資金難のときによく借りてきましたね、おめでとうございますというので利子を要するに補給してくれる制度なんだなというふうに思っていましたので、そういう観点からの質問が中にも入っておりまして、その点は私の誤解だったんだなということがわかりました。

それで、いわゆるどういう手続になって流れていくのかというあたりをちょっとお聞きしたい。

まず、今短い時間の中で施行規則を見ておりましたら、窓口は商工会なんですね、借りようとする人は。それで、町長の推薦をまず受けなきゃなんないということは条例でも書いてますので、その条例にある推薦を受けようとする者は要するに最終的に利子補給の給付を受けようとする者ですが、それはまず商工会に行って、商工会でもってそういうもろもろの書類をつけて、申請書を商工会の窓口にいけばそれを経由してここに書いてますので、出すと。商工会ではいわゆる事前審査、書類上の不備がないとか、いろいろな問題をきちっとクリアし、また商工会がつけるべき書類をつけて町の方に回すと。町の方では、それをこの後ろの方にある審査委員会、そこのところに町長の諮問というような法的な形でしょうけれども、かける。そこでもってこれはよろしいと、これはだめというようなことをそこで決める。その中には、既に金融機関の人も入っているし、商工会の人も入っているわけですね。

そして、町長の推薦書が出れば後はまず金融機関がその後また金融機関独自の調査をして、町長は言っているけれどもだめですよということはほとんどないというような流れになるんだと、そしてお金を貸しましょうという話が出てくると、恐らくどれだけの利子を月々払ったらいいかということも決まるでしょうから、それに従ってあとは今度は利子補給の実質的な動きになるというような流れだというふう

に解釈しておけばいいんでしょうか。そうすると、大体前回と少なくとも借りようとする方は余り違いがないという感じになるんですが、それが1点です。

それから、17条で推薦の取り消し等というのがありますね。ここで要するに不正行為があった場合の罰則みたいなものでしょうね、これは。そのときに利子補給は打ち切りますよと、それから町が交付したお金は返してもらいますよと、これは当然でしょう。それから、推薦を取り消すというふうになってますね。この場合の取り消しというのは原則取り消しであって、特殊な取り消しではなくて遡及効があつて、最初から推薦がなかったものと見なされる取り消しですね。そうであるとすれば、これは銀行に対してその資金については借り受けをする資格がなくなってしまうから、もともとなかったものと見なされますので、期限の利益を失って、銀行の方では今度そのお金を返してくださいという話になっていくと思うんですが、条例ですから、そこの部分はもちろん書けないと思うんですけども、ということを考えての規定なのか。

それから、もう一つは先ほども議論が出ておりましたが、保証協会の保証料の問題ですが、これは法的には利子の問題ではなくて契約費用の問題だと思うんですが、その点はどのようにとらえているか。

以上、お聞きします。

議長  
商工観光課長

商工観光課長。

お答えをさせていただきます。

2番目、3番目は質問者がおっしゃるとおりです。保証料につきましては利息ではございません。保証契約上の費用という考え方でそのとおりだと思います。

フローの部分でございますが、99%そのとおりでございます。ただ、この手の利用に当たっては、商工会だけが窓口ということではなくて、私ども商工会、行政、金融機関三者で相互連携をとらせてほしいと、例えば役場に来た場合には、銀行さんにも商工会さんにもきちっと、商工会の場合は経営指導の立場も含めて、この資金がいいのかどうかという具体的なものを含めて指導がされますので、申請窓口としての商工会の役割と、それから行政と金融機関とも連携をとりましょうという立場のいわゆる事前相談の部分も含めて、三者が同時に受けて構わないという体制で実は今進んでおります。

そうしないと、たかだかという言い方はおかしいんですが、自分たちで制度をつ

くっておいて、枠そのものが2,500万円とかという単位ですので、多くの方が利用したいという場合に非常に混乱を来すという部分も実はあります。それから、融資期間の事前相談がない中で直接申し込まれた場合に、審査委員会は貸してもいいじゃないですか、可という判断をした場合に、従来は町が貸し付け決定しておりましたので、町が貸し付け決定してくれたんですからということで銀行さんに行ったときに、いやいや、おたくはだめですよという問題も含めて、実際に融資実行になるまでに時間がかかるだとか、そういったことのないように事前の対応というものをお互いに連携をとってやりましょうというところに力を入れてやっているものですから、それ以外の部分で実際に申請書を出しましょうという段階になりますと、質問者のおっしゃってくださいましたとおりのフローの流れで進んでいくということでございます。

議長

10番、室崎委員。

10番

先ほど他の議員さんの方からも出ていたように、町のお金を貸していたときでさえというような言葉もあるんですが、本当にのどから手が出るほど借りたい人の方には余り回らないで、どちらかというと余裕のある人に銀行というのは返してもらわなきゃならない仕事ですから、返すことに不安があったときには貸したくないわけですからというような当然話が出てましたですね。だけれども、町のお金ですから、そのあたりは通常のプロパー資金を借りるよりははるかによかったということだと思んですが、それが今回は完全に銀行のお金になったと、町の方の発言力がぐんと落ちるんじゃないか。そうすると、本当に借りたい人のところに行くんだろうかというような不安をこれはみんな持つのが当たり前だと思うんです。特に世の中の特に今日のような金詰まりの中でみんな苦しい中で仕事をしているわけですから、そういうものを持つわけですね。

ですから、そのあたりについては十分町と金融機関との間で打ち合わせをして、そしてこういう時期だからこそこういう制度をつくって何とかしようと思っているんですという部分については町民の理解をきちんと受けるように、それから前は町が町のお金を貸すと、その代行業務を銀行にやってもらってるんですよと、簡単に言うと。というような形だったんですが、今度は町が口を挟むんだけれども、どこまでも町は利息補給だけだと、あとは銀行のお金なんですよということになると、非常にその分複雑になりますよね。そういう意味でも、一体どういう制度なんだろう

ということになるかと思いますので、利用者に利用しやすいように、わかりやすいように、これはよくそのあたりの掲示、PR、それについては意を払っていただきたいということです。

それから、もう一つ先ほど町長が利子補給以外の部分にも検討するというようなことをおっしゃいましたけれども、その点についてもその後の議員さんの方から、ほかのものとのバランスというような話も出ておりましたが、この条例はどこまでも利子の補給ですよね。だから、契約費用の補給ということになると性質の違うものが入ってきますので、そのあたりも十分含めながらご検討をいただきたい、そのように思いますが、いかがでしょう。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

基金を廃止いたしまして、金融機関のプロパー資金を利用するということに相なるわけであります。そういう意味で、借りる方からしますと貸し渋りということに対する不安な点もあるかと思います。しかしながら、私といたしましては、あくまでも現行条例の趣旨を生かしながら、商工業の振興に寄与すべきものにいたしたい、そのように考えております。そのために、町長の推薦という極めて重いものがあるわけでございます。そういう意味におきましては、現行条例の趣旨に合った今提案いたしております条例として今後とも運用に当たってまいりたい、かように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さらには、また信用保証協会の問題であります。今ご指摘ありましたけれども、そのものも含めながら検討させていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

議 長 いいですか。

10 番 はい、結構です。

議 長 他にございませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

企画財政  
課 長

よって、本案は原案のとおり決しました。

議案第38号が決定したことについて、予算書の字句の訂正がありますので、これを許します。

企画財政課長。

大変貴重なお時間を拝借をいたしまして、まことに申しわけございませんけれども、議案第1号 平成14年度厚岸町一般会計予算、その予算に関する説明書、この中につきまして、ただいま議案第38号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の制定についてということでご議決をいただきましたことに伴いまして、口頭にてまことに恐縮には存じますけれども、一部字句の訂正を願い出させていたくものでございます。

お手数をおかけしてまことに申しわけございませんが、訂正箇所が2カ所でございます。議案第1号の14年度厚岸町各会計予算書というこの厚い予算書でございますが、ちょっとお出しいただきまして、この各会計予算書の241ページを申しわけございません、お開き願います。

241ページの中ほどでございますが、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、説明欄のこの中ほどの業務名でございます。「小規模商工業者設備近代化資金貸付審査委員会（計上）」とありますところをこの今のご議決に伴いまして、「貸付」と「審査」の間に「推薦」という漢字2文字を追加の挿入をいただきまして、「小規模商工業者設備近代化資金貸付推薦審査委員会（計上）」とさせていただこうとするものでございます。

また、379ページになりますが、各委員会名がそれぞれ2列に並んでおりますが、その表彰者審査委員会委員という方の左側の列の下から2番目に同じ委員会名がございます。読み上げさせていただきますが、「小規模商工業者設備近代化資金貸付審査委員会委員4人」と書いてございますが、同様に「貸付」と「審査」という間に「推薦」と漢字2文字を追加挿入をさせていただきまして、「小規模商工業者設備近代化資金貸付推薦審査委員会委員4人」とさせていただこうとするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議 長

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。

散会時刻 10時59分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月15日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員